

件名	愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	公営企業管理局
根拠法令等	地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年総務省令第6号)
<p><b>【改正の概要】</b>  「みなし償却制度」の廃止に伴い不要となった規定を削除する。</p> <p>〔改正条例〕  愛媛県公営企業の設置等に関する条例</p> <p>〔改正理由〕  「みなし償却制度」の廃止に伴い、条例第5条に規定された資本剰余金の取り崩し規定が不要となる。</p>	
施行日	平成26年4月1日
<p><b>【その他参考事項】</b>  今回の会計基準の見直しに関連する他の項目については、愛媛県公営企業会計規程に反映することとしている。</p>	